

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

令和5年10月6日
会津若松市 財政課

1 要 旨

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律¹（以下「法」という。）に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの比率においても、法及び同施行令等で定める早期健全化基準²及び財政再生基準³を下回りました。
- 同じく、令和4年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率について算定したところ、全ての会計で経営健全化基準⁴を下回りました。
- 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見書を付して、市議会9月定例会議へ報告しましたので、その内容について公表します。

■健全化判断比率

（単位：％）

| 項 目 | 本市の数値 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | （参考） 県内13市 平均 | （参考） 類似団体 ⁵ 平均 |
|----------|-------|---------|--------|---------------------|---------------------------------|
| 実質赤字比率 | － | 11.85 | 20.00 | － | － |
| 連結実質赤字比率 | － | 16.85 | 30.00 | － | － |
| 実質公債費比率 | 4.8 | 25.0 | 35.0 | 6.9 | 4.1 |
| 将来負担比率 | 31.8 | 350.0 | | 28.0 | 11.8 |

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないものは、「－」と表示しました。

■資金不足比率

(単位：%)

| 会 計 | 本市の数値 | 経営健全化基準 |
|-----------------|-------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 簡易水道事業会計 | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | 20.0 |
| 観光施設事業特別会計 | — | 20.0 |
| 地方卸売市場事業特別会計 | — | 20.0 |
| 三本松地区宅地整備事業特別会計 | — | 20.0 |

備考 資金不足比率については、資金不足額がないものは、「—」と表示しました。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率については、下記のとおりです。

令和4年度決算においては、法に定める早期健全化基準、財政再生基準を上回る比率はなく、財政指標は概ね健全であるといえます。

また、実質公債費比率については、地方債協議・許可制移行基準⁶である18%を下回っています。

(1) 実質赤字比率

令和4年度決算 — (なし) (参考) 令和3年度決算 — (なし)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模⁷に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

地方税などを主な財源として、まちづくりや福祉、教育などの一般的な市民サービスの提供を行う一般会計等の会計は、年度ごとに収支が均衡することが原則ですが、赤字が発生した場合は翌年度に繰り越されることになり、その分の歳入を確保するか、歳出が削減できなければ、赤字が累積されることとなります。

本市の一般会計等には、一般会計と扇町土地地区画整理事業特別会計が含まれます。

令和4年度決算においては、各会計とも実質赤字額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

(2) 連結実質赤字比率

令和4年度決算 - (なし) (参考) 令和3年度決算 - (なし)

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

地方公共団体の会計は、一般会計のほかに料金収入等を主な財源として運営される水道や下水道などの公営企業⁸、国民健康保険や介護保険など利用料や負担金等で賄われる、特別な法律に基づいて設置された複数の会計が存在します。こうした全ての会計の赤字と黒字を合算してチェックしなければ、団体全体の財政状況が判断できず、赤字が解消されなければ、一般会計にも影響を及ぼす可能性があります。

令和4年度決算においては、全ての会計において実質赤字額及び資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

(3) 実質公債費比率

令和4年度決算(令和2・3・4年度平均) 4.8%

(参考) 令和3年度決算(令和元・2・3年度平均) 4.8%

一般会計等が負担する元利償還金⁹及び準元利償還金¹⁰の標準財政規模に対する比率であり、18%以上になると起債発行に際して許可が必要になります。

一般会計等の公債費¹¹のほか、公営企業など他の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費や、近隣の市町村と合同で処理するごみ処理施設や消防などへの負担金で公債費に充てるものなど、借入金の返済に対する義務的な負担を総合した比率で、この比率が高まると、他の経費の節約が求められるなど、資金繰りの状態を示す指標といえます。

令和4年度決算においては、実質公債費比率の算定にあたり、元利償還金の増加や控除対象となる基準財政需要額算入額の減少等、分子要素の増加に対して、分母要素となる普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額等、標準財政規模の算定基準額が減少したことにより、昨年度と比較して単年度の実質公債費比率は0.7ポイント増加したものの、3カ年平均の実質公債費比率は昨年度と同水準であった。

※ 実質公債費比率は、3カ年の平均により算出されますので、令和2年度と3年度の差が比率に反映されています。

(4) 将来負担比率

令和4年度決算 31.8% (参考) 令和3年度決算 30.8%

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

将来負担しなければならない負債には、一般会計等の市債残高や契約等で支払いを約束したもの、繰出金や負担金で公債費に充てるもの、他団体の負債を補償する契約をしているものなどが含まれます。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

本市では、将来負担額のうち地方債¹²現在高、公営企業債等繰入見込額が大きな比率を占めており、一般会計等及び公営企業会計における地方債の残高が大きいことを示しています。

令和4年度決算においては、地方債現在高や会津若松広域市町村圏整備組合などの組合等負担等見込額などが増加したことにより、前年度決算と比較して1.0ポイント増加しました。

この比率については、早期健全化基準の350.0%を下回っているため、現時点では良好な状態にあるといえます。

3 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、これが生じた場合には、資金不足の早期解消を図る必要があります。

資金不足額の算定式は会計により異なりますが、短期的な支払いに充てる手持ち資金や売却可能な土地が不足する場合、資金不足の状態となります。

令和4年度決算においては、全ての公営企業において資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

■資金不足比率

(単位：千円、%)

| 会計 | 事業規模 ① | 資金不足額 ・剰余額 | 資金不足額 ② | 資金不足比率 ②/① | 事業規模 算定根拠 |
|---------------------|-----------|---------------|------------|---------------|--------------|
| 水道事業会計 | 2,684,272 | 3,651,486 | — | — | 令第17条 第1号 |
| 簡易水道事業会計 | 16,968 | 11,470 | — | — | 同上 |
| 下水道事業会計 | 1,683,285 | 417,670 | — | — | 同上 |
| 観光施設事業 特別会計 | 187,345 | 273 | — | — | 令第17条 第3号 |
| 地方卸売市場事業 特別会計 | 70,627 | 503 | — | — | 同上 |
| 三本松地区宅地 整備事業特別会計 | 108,829 | 108,829 | — | — | 令第17条 第4号 |

備考 令とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令である。

資金不足額・剰余額は、不足の場合▲（マイナス）で表示し、余剰の場合正数で表示しました。

資金不足比率については、資金不足額がないものは、「—」と表示しました。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年度決算から、地方公共団体は財政の健全性を示す指標（健全化判断比率と資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、公表することが義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準や財政再生基準以上となった場合は、それぞれ制度に従って計画的に財政の健全化を図ることになりました。

さらに、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も、ほぼ同様の措置が義務付けられています。

この法律には、地方公共団体が破綻にいたる前の、健全性が損なわれつつある段階から早期の財政健全化を図ること、国の指導監督ではなく、地方公共団体の議会、監査、住民自らが財政状況をチェックすること、以上2点の特色があります。

2 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」と判断され、「財政健全化団体」として、悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。

3 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」と判断され、「財政再生団体」として、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政再生計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。

また、この計画は総務大臣の同意を求めることができ、この同意が無ければ、災害復旧事業等を除く地方債の起債ができないこととなっています。

4 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、「経営健全化団体」とされ、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化計画は、議会の議決を経て策定し、速やかに公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告と公表などが義務付けられています。

5 類似団体

類似団体とは、国において市町村を人口や産業構造（産業別就業人口の構成比）により類型分類したもので、類似団体の区分は、政令指定都市、特別区、特例市、中核市はそれぞれ1類型、その他の市については16類型、町村については15類型に分類されています。

人口や産業構造は、社会情勢や経済情勢、市町村合併などにより変動しますので、類似団体についても年度により異動があります。

令和4年度における本市の属する類似団体は、本市を含め59市あります。

6 地方債協議・許可移行基準

平成18年度に地方債が許可制から協議制に移行した際に設けられた基準で、実質公債費比率が18%以上の団体は、公債費負担適正化計画を策定し、およそ7年間で比率が18%を下回るよう、公債費の低減に努めなければ、地方債発行が許可されないこととなっています。

7 標準財政規模

合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行うための標準的な一般財源の規模で、普通交付税額と同時に算定されます。

本市の令和4年度の標準財政規模は、約290億円（臨時財政対策債発行可能額を含む。）です。

8 公営企業

特定の住民にサービスが提供され、そのサービスの受益者が費用を負担することを原則とし、特別会計を設置して運営される事業です。

水道事業や下水道事業、観光施設事業、市場事業などがあります。

9 元利償還金

地方債の返済のための元金と利子のことです。

10 準元利償還金

他会計への繰出金や他団体の負担金のうち公債費に充てたと認められるもの、債務負担行為を設定しているもののうち公債費に準ずるものなど、元利償還金に準ずる性格のもののことです。

11 公債費

過去の地方債の返済に充てる毎年の元金と利子、一時借入金の利子の合計額です。

12 地方債（市債）

地方公共団体が資金調達のために複数年度にわたって負担する債務です。公共施設や上下水道などの整備のための長期借入金などをいいます。

各比率の算定式

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質赤字額 = 繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額
- ・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額 = (イ + ロ) - (ハ + ニ)
- イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

$$\frac{(\text{イ} + \text{ロ} + \text{ハ} + \text{ニ} + \text{ホ} + \text{ヘ}) - (\text{ト} + \text{チ})}{\text{リ} - \text{チ}} \quad \text{の3カ年平均}$$

- イ 地方債の元利償還金
- ロ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金
- ハ 公営企業の特別会計の地方債の償還に充てたと認められる特別会計への繰出金
- ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金
- ホ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ヘ 一時借入金の利子
- ト 地方債の元利償還金等に充当できる特定財源
- チ 基準財政需要額に算入された元利償還金（準元利償還金を含む）
- リ 標準財政規模

(4) 将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○ 将来負担額の内容

- イ 一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）
- ハ 公営企業の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担金等の見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する年度末時点の支給額）
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額に対する一般会計等の負担見込額、及び、損失補償をしている法人等の債務にかかる当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能財源等の内容

- リ イからへまでの償還額等に充てることのできる充当可能基金
- ヌ 地方債の償還額に充当することが可能な特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

- ・ 一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算出した額
- ・ ただし、宅地造成事業については、土地収入見込額等による特例がある

○ 事業の規模

- ・ 料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの
- ・ ただし、宅地造成事業については、資本及び負債の合計額

会津若松市 財務部 財政課
〒965-8601 会津若松市東栄町 3-46
TEL 0242-39-1203（直通） FAX 0242-39-1401